

衙等へ通知すると共に縣下發行の新新聞に數回掲記し尙  
宣傳ポスター一千五百枚を配布した。

2. 陳列方法其他

天皇陛下 皇后陛下 照宮殿下 御用國産品は陳列所階  
上に其の他の出品物は階下に之を陳列し入場者に對して  
は國産品輸入品對比概評及對比見本選定の標準及趣旨に  
關する印刷物を交付し參考に供した。

○香川縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

香川縣に於ては、曩に公私經濟緊縮香川縣委員會に於て決  
定したる計畫要綱に従ひ、本運動に關し、趣旨の普及徹底を  
圖つたのである。

第二、實施事項

一、國産愛用強調週間の實施

十二月十日より二十日迄、國産愛用強調週間と定め、左の  
實行事項に依り市町村、商工會議所、商工會等と聯絡を圖り  
尙宣傳ポスター一萬枚を作製し、極力趣旨の普及宣傳に努め  
たのである。

強調週間實行事項

- 一、飾窓へ陳列の商品をして、國産品愛用の意義を適當に表  
はすこと
- 二、商品包裝紙、又は封緘紙に國産愛用の意義を表はすこと
- 三、國産愛用の意味を表したるポスターを店頭に掲ぐるこ  
と
- 四、商工團體等の發行するポスター、チラシ等に國産愛用の  
趣旨を刷込むこと

二、印刷物の配付

國産愛用運動參考資料として「我國經濟狀態と國産愛用に  
就て」を印刷し、縣内關係各方面へ配付した。

○愛媛縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

愛媛縣に於ては、昭和五年六月十七日國産愛用獎勵委員會  
を開催し、左の通り國産品使用獎勵運動要綱を定め、趣旨の  
普及徹底を期すると共に、縣に於ては國産愛用獎勵の爲、會  
計規則の特例を定めたのである。

一、最近に於て國産品愛用週間を設定し、之と同時に國産品  
愛用運動を起すこと

一般事項

特例を設くること

商工業に關する事項

一、國産品の販賣、獎勵  
國産品愛用週間中主要なる商店に係員を派遣し當該商店に  
て販賣せる外國品の中國産品にて代用し得るものあらば今  
後外國品に代る國産品を販賣する様極力勸説すること

一、飾窓へ國産品の陳列

主要なる商店の飾窓に當該商店にて販賣せる製品中外國品  
と之に代用し得る國産品とを對比し陳列すること但し國産  
品愛用週間中とす

一、商店の包裝、封緘の利用

商品の包裝封緘等には國産品愛用の「マーク」を印刷したる  
ものを使用せしむること

一、主要商店街への廣告

主要市町村の大通り筋に特に大規模の廣告をなす様商工團  
體に勸説すること但し國産品愛用週間中とす

一、國産品たることの標示の勵行

國産品たるにも不拘外國品たる標示をなし販賣せるもの不  
尠之等は調査の上今後必ず國産品たる標示に改めしむるこ  
と

學校及教化團體に關する事項

一、國産品獎勵の教材貸與

一、「パンフレット」の配布

現在愛媛縣に輸入されつゝある外國品の中國産品にて代用  
し得るもの、品名、輸入數量、價格、及外國品に代用し得  
る國産品の個別的名稱、其の製造元を調査し之を「パンフ  
レット」に印刷し主要なる商店、商工會、小學校、中等學  
校、女學校、市町村役場、青年團、女子青年團、町會、工  
場等に配付すること

一、標語の作成及配布「ポスター」

國産品愛用運動の標語を作成し之を「ポスター」に印刷し小  
學校、中等學校、女學校、青年團、女子青年團、商工會、  
婦人會、教化團體、會社、銀行、工場等に配付すること

一、申合せ

公私經濟緊縮の申合事項中には必ず國産品愛用の一項を挿  
入すること

一、實行事例の蒐集

國産品愛用の實行事例を蒐集して「パンフレット」又は新聞  
紙等に依り廣く發表すること

一、講演會活動寫眞會の開催

商工省より八月上旬講師派遣の見込

一、會計規則の特例設定

官衙、市町村、學校、會社、銀行等に於ても政府の國産品  
獎勵のため會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付



各家庭に於て日常使用するもの又は學校に於て最も多く使用せらるゝもの、中國産品にて外國品に代り得るもの數種の見本を作り女學校、中等學校、小學校に貸與し教材に供すること

一、講話

國産品愛用週間第一日に於て小學校、女學校、中等學校に於て國産品愛用に關する講話をなす様通牒すること

一、婦人會

婦人會未設置の町村は速に之が設置を促し各婦人會に於て國産品愛用、外國品不買の決議をなさしめ實効を擧ぐる様指導誘掖すること

郡聯合會を設置せる所にては郡聯合會にても同様決議實行をなさしむ

一、教化團體

教化團體の聯合會を開き各團體をして徹底的に國産品愛用の運動を起さしむること

特別施設

一、國産品對比展覽會の開催

主催 縣社會課、農商課、商品陳列所

後援 縣商工團體聯合會

場所 商品陳列所

時期 商工省と打合中

陳列品 商工省より二百點

宮内省より 兩陛下御使用品拜借約二百點

國産品特賣店の設置

愛媛縣令第六十一號

國産獎勵の爲め愛媛縣會計規則の特例に關する件左の通定む

昭和五年六月二十日

愛媛縣知事 木下 信

第一條 國産獎勵ノ爲必要アル場合ニ於テハ當分ノ内買入ル

ル物品ニ付國産品タルコトヲ指定シ又ハ請負ヲ爲サシムル

工事若ハ製造ノ材料ノ全部又ハ一部ニ付國産品ヲ使用スヘ

キコトヲ指定シテ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ニ依リ契約ヲ爲シ得ル國産品ノ種目ハ別ニ之ヲ

指定ス

第三條 第一條ノ規定ニ依リ契約ヲ爲ス場合ニ於テ必要アル

トキハ會計規則中契約ニ關スル規定ニ拘ラス指名競争ニ付

シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

愛媛縣告示第四百四十五號

昭和五年六月愛媛縣令第六十一號に依り契約を爲し得る國産

品の種目左の通指定す但し指定以外のものにして必要あると

きは内務部長と協議の上之を決定することを得

昭和五年六月二十日

愛媛縣知事 木下 信

記

一、鉄 鐵 鑄物用又は製鋼用に適するもの

二、低 磷 鉄 鐵 同

三、鐵 合 金 製鋼用に適するもの

四、軟 銅 板 船體用又は蒸汽罐用に適するもの

五、特 殊 銅 銅 タービン翼、工具、發條、電磁石用に

適するもの

六、冷質引拔繼目無鋼 船體用又は蒸汽罐用に適するもの

七、冷質引拔繼目無眞 船體用又は復水器用に適するもの

八、ネーバル眞鍮板 同

九、力 織 機 同

一〇、醫療用器械及附屬 器具

一一、計 測 器

一二、球 軸 承

一三、人造研磨砥及研磨 金屬研磨用に適するもの

一四、點 火 栓 内燃機用に適するもの

一五、マグネト 同

一六、揮 發 油 同

一七、送信電球（水冷式 無線通信用に適するもの

ヲ除ク）

一八、十六番銅覆鋼線 野外通信用に適するもの

一九、炭 素 電 極 電氣爐用に適するもの

二〇、礦 油 機械潤滑用又は電氣絶緣用に適するもの

二一、原 油

二二、負 岩 油 艦船用燃料に適するもの

二三、曹 達 灰 工業用に適するもの

二四、オレイン油 同

二五、苛 性 曹 達 同

二六、硝 酸 加 里 同

二七、重クロム酸加里 同

二八、人造染料及中間物

二九、無銀酸化鉛 金分試験用に適するもの

三〇、醫 藥

三一、毛 織 物

三二、ストロージャヤ式 機 施設通信用に適するもの

三三、私設自動電話交換 機

三四、電話用試驗臺

三五、電話用通知臺

三六、電話用障害受付臺

三七、電話用蓄電器

三八、ロードローラー

三九、スチームシヨベル



- 元、内 燃 機 關
- 四〇、浚渫機用グラブ
- 四一、浚渫機用バケツト
- 四二、自 動 車

### 第二、實施事項

#### 一、國産愛用強調週間の實施

十月一日より一週間、強調週間と定め、各種の施設を講じ本運動の宣傳實行に努めた。其の概況を示せば左の通である。

- (一) 印刷物の配付
  - イ、縣に於てポスター大千五百枚、小三千枚を印刷し、各方面に配付した。
  - ロ、縣に於る栞五萬枚を印刷し、縣内小學校兒童へ配付した。
  - ハ、縣に於て繪葉書九千枚を印刷し、主として中等學校生徒へ配付した。
  - ニ、縣に於て各商店へ國産愛用に關するビラ五千枚を配付シヨウインド内へ貼付せしめた。
  - ホ、其他町村及團體に於ても宣傳ビラを作製し關係方面へ配付した。
- (二) 講演會、協議會、活動寫真會の開催

強調週間に於ける講演會、協議會、活動寫真會の開催回数二十六回、聴衆總計九千六百四十人である。

#### (三) 國産品輸入品對比展覽會の開催

強調週間を期とし、十一月一日より同五日迄今治市公會堂に於て開催、觀覽者約一萬六千人であつた。尙本展覽會は此の外週間に於て管内四箇所に於て開催したのである。

#### 二、婦人講座の開催

縣主催の基に經濟生活に關する婦人講座を管内四箇所に於て開催した。

國産の名譽のために  
粗製品を驅逐せよ  
愛媛縣

## ○高知縣

### 第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

高知縣に於ては左の通本運動に關する計畫要綱を定め、趣旨の普及徹底に努めた。

- 一、國産品の使用獎勵運動の方法
  - 一、本運動の實行に就ては實業團體、教化團體婦人團體及新聞雜誌等を連絡と圖り其協力を求むること
- 二、實行方法
  - (一) 國産品と輸入品との對比展覽會、其他の展覽會の開催
  - (二) 講演會の開催
  - (三) 國産品愛用に關する標語の募集及ポスター、パンフレット等の掲示又は配付
  - (四) 映畫の利用
    - 一定の日時を期し國産品愛用の總動員を行ふこと
    - 七月十日
  - (五) 官廳、會社、工場其他の團體に對して國産品使用につき諒解を求め其實行を促すこと
  - (六) 縣内に於て舶來品を取扱へる主なる問屋卸賣商に就て其取扱品の仕入先賣行傾向等につき常に注意を拂ひ

#### 調査を行ふこと

- (八) 優良國産品並に外國品に代用者は匹敵し得べき品名を中央と連絡して可成具體的に調査し又は國産愛用の實行事例を蒐集して其結果を廣く發表すること
- (九) 國産品使用相談所を商品陳列所に設置すること
- (十) 舶來品に代用又は匹敵し得べき國産品並に舶來品國産品の品質比較鑑定等につき相談に應ずること
- (十一) 商品鑑定の智識を普及せしむる爲め講習會の開催 (殊に婦人會處女團を通じ一般家庭の主婦を目標とする)
- (十二) 各種の學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し特に生徒兒童の學用品については必ず國産品を使用せしむること
- 二、國及縣市町村に於ける國産品使用の實行方法
  - 一、國に於ては國産品の使用に關し左の通り實施す
    - (一) 昭和二年法律第四十一號「國産獎勵の爲めの會計法の特例に關する法律」を制定し國産品を優先購入し得るの途を開き其國産品の種目は國産振興の委員會に諮問して大藏大臣之を定むることとし同委員會は右種目選定の審査方針として左の各項を決定した。
      - (1) 品質に於て相當優良なるも價格に於て外國品との競争上不利なる地位にありと認むるもの



- (2) 品質及價格に於て外國品に比し遜色あるも將來需要の増加するに於ては生産増加し品質の向上價格低減の見込ありと認むるもの
  - (3) 既に相當發達したるものと雖も一般會計法の規定のみに依り競争入札に付するを要するものとするときは外國品の壓迫を蒙り當該産業發達を阻害する虞ありと認むるもの
  - (4) 現在に於ては未だ生産なきも既に生産計畫を實行し近き將來に於て生産せらるべき見込確實なるもの而して右趣旨に基き現在に至る迄同委員會の審議決定したる品目は合計六十五點に及べり
  - (二) 右法律適用品目の審議とは別に各省購入外國品中内國品に代るべきもの外國品購入の已むを得ざるものと區別如何を大藏大臣より國產振興委員會に諮問し同委員會は其種目選定方針として左の各項を決定した。
    - (1) 價格外國品に比し同等又は以下なること
    - (2) 品質性能型式等外國品に比し用途より見て差支なきこと
    - (3) 相當の生産額を有すること
- 而して右趣旨に基き同委員會の審議したる品目は各省をして強行的に内國品を購入せしむることとし現在に至る迄決定したるもの合計九十點に及べり

- 二、縣市町村等の公共團體に於ては國に準じて國產品使用に努め尙必要有る場合に於ては縣及市町村に於ても前項の會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付特例を設くること
- 三、調査事項
  - 一、外國品に代用し得べき國產品の品目及數量
  - 二、本縣内に於て使用せらるる外國品の品目數量價格及用途
  - 三、前項の外國品中國產品を以て代用し得べき物の品目、數量、價格及用途
  - 四、前項の國產品中縣產品を以て充用し得べき物の品目數量價格及用途

### 第二、實施事項

- 一、産業合理化國產愛用展覽會の開催
  - 七月五日より同十四日迄十日間高知市に於て開催し入場人員一萬五千人であつた。
- 二、講演會並活動寫眞會の開催
  - 七月十日より同十六日の間に於て管内十二箇所に於て開催した聽衆總人員約二千人である。
- 三、印刷物の配付

縣に於て「豫算生活の話」其の他數種の冊子を印刷し、管内各方面へ配付した。

#### 四、ポスターの配付

本運動の趣旨の宣傳の爲、ポスターを印刷し、各方面へ配付した。

## ○福岡縣

### 第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

福岡縣に於ては、本運動の趣旨の普及徹底を期する爲左の通計畫要綱を定めた。

#### 一、國產品使用獎勵の要旨

我國の工業は歐洲大戰により頗る勃興し一躍して外國品に劣らざる幾多の優良品を産出するに至れり。然るに我國民には今尙舶來品の名に迷ひて之を珍重するもの尠からず、爲に輸入超過の趨勢を助長し國內産業の發展を阻害する等其影響する所頗る大なるものあり。今や金輸出解禁は斷行せられ經濟更正の一途に國民の努力を傾倒すべき時に際し斯かる弊風の存するは洵に遺憾とする所なり。仍て本縣に於ては中央と呼應して國民精神の持續に努め國產品愛用の氣風を旺盛にし内は産業の振興を圖り外は輸入の防遏に努め以て國際貸借の改善を促進し大に我國經濟力の充實發展に資せんとす。

#### 二、國產品使用獎勵の機關

- (一) 公私經濟緊縮福岡地方委員會は中央官廳と聯絡を圖り本運動を統制し商工課、社會課、社會教育課、會計課をして事務を主管せしめ縣下國產品獎勵の徹底を圖ること
- (二) 市町村、學校、銀行、會社、工場等は自ら國產品使用の實を擧ぐると共に其部内の者に對して國產品使用の趣旨を普及徹底せしめ且つ之が實行を期せしむること
- (三) 産業團體、消防組、在郷軍人團、婦人團體、男女青年團等は其の團體員に對し國產品使用獎勵の趣旨を徹底せしむること

#### 三、國產品使用獎勵運動の方法

- (二)(一) 新聞、雜誌等と聯絡を圖り其協力を求むること
- (二) 市町村、學校、實業團體、教化團體、其他民間各種團體と聯絡を圖ると共に學者、實業家、其他篤志家の協力を求むること
- (三) 商工會、同業組合及會社工場等と連絡して優良品の廉價供給の實を擧げしむること
- (四) 國產品使用獎勵に關する標語ポスター冊子等の頒布をなすこと
- (五) 國產品使用獎勵に關する講習會、講演會、活動寫眞會等を開催し尙地方に於てもこれ等の催しをなさしめ可成縣より講師及技術員を派遣して之が指導援助をなすこと



- (六) 國産品と輸入品との對比展覽會を開催すること
- (七) 國産品の使用週間を設定すること
- (八) 公私經濟緊縮に關する申合せ規約中には必ず國産品使用に關する事項を加へ其の勵行に努むること
- (九) 市町村に於ては「國産獎勵の爲會計法の特例に關する法律」に倣ひ國産品の使用の方途を講ずること

### 第二、實施事項

#### 一、國産品使用獎勵懇談會の開催

八月二十日午後一時より縣廳内に於て、福岡市内大商店主及需用者側代表者、並公私經濟緊縮委員會幹部の懇談會を開催した。供給者側よりは各店の販賣する國産品の長所、並舶來品販賣の現況等に付、需用者側より舶來品は店頭に陳列せざることを、又は其の仕入を遠慮せられたきこと等の希望あり、相當有效なるものであつた。尙此の種の懇談會は、此の外管内七箇所にて開催した。

#### 二、國産品輸入品對比展覽會の開催

九月二十日より同二十六日迄、福岡市に於て開催した入場者數は左の通である。

月	日	個	人	團體人員	計
九月二十日		七、〇六一		一、六二八	八、六八九

國産品輸入品對比展覽會入場者調

#### 三、國産品愛用週間の實施

十月二十日より二十六日迄一週間、國産品愛用週間と定め、各市町村長、中等學校長、小學校長、商工會議所會頭、重なる商工會長等に通牒を發し、左記事項の實行方を督勵し、本運動の徹底に努めた。

#### 實行事項

- 一、止むを得ざるもの、外、舶來品は一切之を使用せざること
- 二、國産品使用獎勵に關する講演會を開催すること
- (1) 講師は市町村長、學校長、其の他適當の者其の任に當ること
- (2) 可成各種團體別、又は小區域毎に開催すること
- (3) 参考書は曩に江木翼氏著「國産の振興」なる小冊子を配付した。
- 三、役場、學校等は適當の場所に週間標識を掲ぐることに

- 四、ポスタ、ピラ標語等に依り、其趣旨の宣傳に努むること
- 五、各商店は店頭で國産品愛用週間の標識をなすこと
- 六、商店は期間中、特に國産品の廉賣をなすか、又は景品を添ふる等相當工夫せしむること
- 七、各市町村學校内に使用せる船舶品調をなすこと

## ○大分縣

### 第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

大分縣に於ては、昭和五年五月二十六日公私經濟緊縮委員會を開催し、左の通計畫要綱を定むると共に、之が具體的施設方法を決定し、本運動の普及徹底に努めた。

#### 一、國産品使用獎勵に關する件

國産品の使用獎勵に關しては既に之が趣旨の普及と實行の促進とに努めつゝある所なるも外國品輸入の現狀に徴すれば敢て輸入に俟つの必要なきもの尠しとせざるのみならず之が爲國內産業の發達を阻害するの憾あるは眞に國家の深憂たり今や經濟更正の一途に國民の努力を傾倒すべき時機に際し一層國産品愛用の氣風を旺にして國內産業の振興を圖り國際貸借の改善に資するは正に刻下の急務と謂はざるべからず仍て

左記各項に依り公私經濟の各方面に亘りて地方の實情に適切なる方法を以て國産品の使用を勵行し我國經濟力の充實發展を期するの要ありと認む

#### 記

- 一、産業、貿易に關する主管省と密接なる聯絡の下に舶來品偏重の迷妄を打破し國産品愛用の觀念を普及徹底せしむること
- 二、實業團體、教化團體、婦人團體、新聞雜誌等と協力して左記事項を參照し適切有效なる施設を講ずること
- イ、國産品愛用に關する講演會、講習會、協議會等を開催すること
- ロ、國産品愛用週間を設定すること
- ハ、國産品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと
- ニ、公私經濟緊縮に關する申合せ、規約等に必ず國産品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること
- ホ、優良國産品並に外國品に代用若は匹敵し得べき品名を中央と連絡して可成具體的に調査し又は國産品愛用の實行事例を蒐集して其の結果を廣く發表すること
- ヘ、國産品愛用に關する標語ポスター其他の資料を市町村役場、青年團、町會其の他の掲示板、告知場等に掲載すること



國産愛用運動概況

三、各種の學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し特に小學校兒童の學用品に於ては必ず國産品を使用せしむること  
 四、道府縣市町村に於ても必要に應じ政府の國産品獎勵の爲の會計法の特例に關する法律に依り會計規則に付特例を設くること

二、國産品使用獎勵に關する具體的施設

一、政府より講師の派遣を請ひ講演會を開催す

1. 日時及場所

七月二十八日午前九時 佐伯町小學校講堂  
 七月二十九日同 大分市縣公會堂

講師 前農商務次官 岡本英太郎氏  
 聽講者 市町村長、市町村吏員、市町村會議員、

區長、神職、僧侶其の他指導階級者を主とし一般民衆及婦人等の出席を獎勵すること

參會區域 南海部、北海部兩郡は佐伯町其の他は大分市

二、本年度に於ける國産品愛用週間を左記の通り實施すること

第一 自九月一日至同月七日

開催年月日	開催地	講演會概況
昭和五年九月六日	西國東郡高田町議事堂	町内一般有志學校職員其他五五〇人
同	下毛郡下郷村小學校講堂	村内一般有志主婦其他四三〇人
同	中津市公會堂	市内一般有志青年主婦等六八〇人
同	東國東郡國東町小學校	町内一般有志及中等學校生徒等計六八〇人
同	別府市公會堂	市内一般人士主婦等八三〇人
同	速見郡日出町小學校講堂	町一般人士として婦人五〇〇人
同	宇佐郡四日市町小學校講堂	町一般有志學生等四三〇人
同	大分郡鶴崎町小學校講堂	町内一般聽衆約五二〇人
同	直入郡竹内町同前	一般主婦青訓生等約四八〇人
同	北海部郡舊杵町同前	町民一般男女約五三〇人
同	玖珠郡玖珠町小學校講堂	町民一般男女三五〇人
同	大野郡三重町小學校講堂	町内有志及青年訓練所生等約五五〇人
同	日田郡三芳村小學校講堂	村戸主主婦青年等計四三〇人

第二回國産愛用週間は十二月十一日より同十七日迄の七日間とし、市町村長に通牒を發し、縣下三市十二ヶ町村に亘り縣及開催地市町村共同主催を以て講演會を開催し、本運動の目的達成に努めた、此週間に於ける講演會の概況は左の通り

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (大分縣)

開催年月日	開催地	講演會概況
昭和五年十二月十一日	西國東郡香々地町	聽講者町内一般有志主婦處女計五〇〇人講演二時間
同	東國東郡西安岐町	聽講者男女計六三〇人講演二時間
同	速見郡杵築町	同 三五〇人 二時間
同	日田郡日田町	同 二〇〇人 二時間
同	玖珠郡森町	同 一時間半
同	北海部郡佐賀關町	同 八〇〇人 二時間
同	大野郡大別町	同 二時間
同	直入郡久住町	同 二時間半
同	南海部郡鶴岡村	同 三五〇人 二時間
同	同	同 三五〇人 二時間
同	同	同 二時間
同	同	同 二時間
同	中津市	同 三八〇人 一時間半
同	大分市	同 五三〇人 二時間
同	別府市	同 六二〇人 二時間
同	大分郡瀧屋村	同 四〇〇人 二時間
同	下毛郡鶴居村	同 五五〇人 一時間半

第二 自十二月十一日至同月十七日  
 右各週間中各郡市各一個所計十五ヶ所に講演會を開き内五個所に活動寫眞會を開催す

具體的方法是後日當該市町村に特報すること  
 商工會議所を通じて實業團體及商工業者の組合等と聯絡を圖り店頭裝飾、包裝紙等に國産愛用の趣旨を加味せしむること

文書宣傳をなすこと

三、國産品と外國品との對比展覽會は左の箇所に開催すること

大分市、臼杵町、佐伯町、別府市、中津市  
 商工省より通知あり次第特報すること

四、商工會議所に依頼して外國品に代用若くは匹敵し得べき品名を具體的に調査すること

五、市町村長を通じて國産品愛用の實行事例を蒐集すること

第二、實施事項

一、國産愛用週間の實施

第一回週間は九月一日より同七日迄一週間實施した。各週間に於ける講演會の概況を示せば、左の通りである。

りである。



開催月日	開	催	地	講	演	會	概	況
同 十二日	同	同	同	同	同	同	同	同
			宇佐郡長洲町					
							三五〇人	二時間

二、國産品輸入品對比展覽會の開催

十一月十八日より同二十四日迄七日間、縣、大分市及大分商工會議所共同主催の許に大分市に於て開催した。觀覽者團體三十三組七千四百七十七人、一般二萬五千八百人、總計三萬二千九百四十七人に達し、盛況裡に開催を了した。

三、印刷物の配付

印刷物「國産品愛用に就て」を各市町村、中等學校等に配付した。

○佐賀縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

佐賀縣に於ては、曩に公私經濟緊縮委員會に於て決定したる計畫要綱に従ひ、本運動の實行に努めた。

第二、實施事項

一、國産品、輸入品對比展覽會の開催

十月一日より同七日迄一週間、佐賀縣商品陳列所に於て開

國産品愛用に關する熊本縣施設計畫

國産品愛用に關し、本縣の執るべき方途一にして足らずと雖も、今急を要するもの三點を選び、之に主力を傾注して、國産品愛用思想の普及並に徹底を期せんとす。

一、優良國産品展覽會開催 (商工課主管)

縣に於ては、經費の關係及展示品の蒐集上實行困難の事情あるを以て、國、縣の共同主催とし、縣に於て實際的施設を行ひ、國より展覽品及經費全額の支給又は大部分の補給を仰ぎ、標記の展覽會を開催すること

一、開催豫定地 熊本市及郡部數ヶ所

二、趣旨 國産品愛用の鼓吹並國産振興の資に充つ

三、内容

1. 優良國産品並競争輸入品の對照展示

2. 優劣對照成績表の展示

3. 生産品説明集の配布

4. 名士の講演會ラヂオ放送、並生産狀況實寫活動寫眞公開

二、國産品愛用週間の設定 (商工社會教育社會各課協力)

一、時期 國産品巡回展覽會開催期間中

二、行事

1. ポスター

ビラの配布

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (佐賀縣)

(熊本縣)

催した。入場者團體一萬五千九百七十五人、一般五千二百七十七人、總數二萬千八百八十二人に達し、極めて盛況であつた。尙會期中、毎夜會場の一部に於て國産愛用に關する活動寫眞の映寫を行つた。觀覽者は一日平均約五百名であつた。

二、ポスター圖案の懸賞募集

國産愛用宣傳に資する爲め、ポスター圖案の懸賞募集を行ひ、當選したる圖案の中、三種類を印刷に附し、縣下一般へ配付した。

三、パンフレットの配付

パンフレット「佐賀藩政時代の勤儉節約」三千部を印刷し、縣下各方面へ配付した。

○熊本縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

本運動に關する縣の施設計畫、及公私經濟緊縮熊本縣地方委員會に於て決定せる實施要綱を示せば、左の通である。尙本縣に於ては、右計畫並要綱に第四回公私經濟緊縮委員會に於て決定したる國産品使用獎勵に關する件を添付し、左の通縣下各市町村に通牒を發すると共に、之を新聞紙及縣公報に登載して、之が周知に努めたのである。

2. 講演會の開催

甲、縣下三ヶ所 中央より講師派遣申請す

乙、各郡 縣内に於て講師を求む

丙、期間中各中等學校及各小學校に於て講演會を開き又は生徒兒童に對して國産品愛用の精神を涵養する爲め訓話其の他の行事を行ふ

3. ラヂオ放送

中央よりの派遣講師若くは知事

4. 活動寫眞會の開催

中央より派遣を乞ひ郡一ヶ所に於て開く

5. 商店陳列箱利用

シヨウウキンドに國産品愛用の精神を強調する主札又は作り物獎勵をなすの外「國産品愛用」と記したる立札を作り利用せしむ

6. 郵便スタンプの利用

熊本遞信局と協議の上管内郵便局に於て國産品愛用のスタンプを行ふ

三、各種基本調査其の他 (商工課)

一、重要物品の移輸出用品の基礎調査

生産調査

各生産者に就き調査

移動調査



銀行爲替尻、鐵道、船舶、トラック、問屋等につき調査

二、生産振興調査會の設置  
委員は官廳、銀行、問屋、生産者の主なるもの及地方有志を以て組織す

三、獎勵品種の選定  
調査會に於て第一項の基本調査を基礎にし其の種類を審査決定す

四、企業經營の指導援助  
調査會に於て決定したる品種に就き其の方法を研究の上指導援助に努む

五、宣傳會の開催並に販路擴張  
國產品愛用運動實施要綱

公私經濟緊縮熊本縣地方委員會

國產品の愛用を勸奨し生産事業の振興を圖るは我經濟國難を打開し國運進展の基礎を培養する要諦にして同時に國民生活安定の根源なり故に今本運動を開始するに當りても單に之れを經濟上の問題とのみ思考して取扱ふことなく必ずや愛國國民運動たることを高調せざるべからず。

國產品愛用運動實施要綱

一、要旨

本運動の趣旨を徹底せしむるに付ては少くとも左記三項に

目標を置く事を要す

1. 舶來品偏重の迷妄打破
2. 國產品愛護精神の涵養並に愛用觀念の普及
3. 生産事業の振興

二、機關

本運動が國民運動たるの性質上又從來行ひたる公私經濟緊縮運動等の關係上左記諸團體を以て之が機關に充つ

1. 主務機關

公私經濟緊縮熊本縣地方委員會

2. 關係機關

イ、公私經濟緊縮熊本縣地方委員會市町村委員

ロ、熊本縣教化團體聯合會

ハ、農村産業改善獎勵委員會

ニ、副業振興委員會

ホ、熊本縣商工聯合會

ヘ、熊本商工會議所

三、方法

1. 公私經濟緊縮熊本縣地方委員會を本運動の中心機關とし縦斷的には市町村委員横斷的には前掲各關係機關及關係各官公署並に各種團體と常に密接なる聯絡を保持せしめ以て實績を擧ぐるに努むること
2. 新聞雜誌と聯絡を圖り其の協力を求むること

2. 左記各種印刷物の刊行頒布、映畫の利用を行ふ外隨時講演會、講習會、懇談會、展覽會等を開催すること

イ、我國際貸借關係を周知せしむるもの

ロ、我國業界の狀態を了得せしむるもの

ハ、縣内移輸入の外國品の種類品名數量價額を調査せるもの

ニ、本運動達成上特に必要なりと認むるもの

備考 輸入防遏品調(商工省調査、熊本縣社會課發行)

は既に縣下各方面に配付済

4. 學校、神社、寺院、教會を始め教化修養を目的とする諸會合及劇場、活動常設館、其他多數集合の場所と機會を利用し之れが趣旨の徹底に努むること

5. 優良なる施設又は功勞者の實情を調査して之れが表彰の途を講ずること

6. 各關係機關は夫々關係者協議會等を開催の上最も有效適切と認むる實施申合事項を決定して之れが目的遂行を期すること

國產品の使用獎勵に關する通牒

標記の件に關しては客年九月一日熊本縣訓令第三六號及同年十二月二十日社會第一、六三〇號依命通牒並に本年一月十三日社會第一、六三〇號通牒の次第も有之既に之れが趣旨の普及と實行の促進とに努められつゝあること、被存候處國民

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (熊本縣)

多年の弊習たる舶來品偏重の迷妄と浮華放縱の陋習は未だ全く之を芟除するに至らず、爲めに輸入超過の趨勢を助長し延いて國內産業の發達を阻害する等其の影響する處甚大なるものあり時恰も多年懸案たりし金輸出解禁の喜びを得て今や國民協力一致經濟更生の途に精進すべきの秋に際し一層國民精神の緊張を圖り國產品愛護の氣風を旺盛ならしめ以て國內産業の振興と國際貸借の改善を促進し我國經濟力の充實發展を期するは實に刻下の急務なるに鑑み中央にては五月二十六日第四次公私經濟緊縮委員會に於て別紙の通り決定全國的に國產品愛用の一大國民運動を起し國力の充實伸張を期することと相成又本縣地方委員會に於ても六月九日午後二時より本廳に於て第五回委員會を開催別記の通り實施要綱を決定相成候條貴部内に於ては速かに委員會を開催の上右中央、地方兩委員會の決定趣旨に則り地方の實情に應じ夫々適切有效なる計畫を樹て之れが實行細目を決定して舉縣一致國產品の愛用勵行に努む以て本運動所期の目的を達成する上に於て萬遺憾なきを期せられ度此段依命通牒候也

追て貴委員會決定事項は直に御報告相成度

第二、實施事項

一、國產品愛用週間の實施

第一回週間は十二月四日より同十日迄一週間實施し、本運



動の趣旨の普及徹底を圖つたのである。尙、第二回週間は昭和六年二月中旬に於て實施する事になつてゐる。

二、國産品輸入品對比展覽會の開催

十二月四日より一週間、國産品愛用週間を期として開催した。其の概況は左の通である。

一、開催状況

(イ) 縣下各町村長及中等學校長小學校長に案内状を發送した

(ロ) 左の通國産愛用活動寫眞會開催した

十二月三日 熊本市

同 四日 鹿本郡山鹿町

同 五日 玉名郡荒尾町

同 六日 下益城郡松橋町

同 七日 球磨郡人吉町

(ハ) 別紙ポスターを左の箇所配付した

熊本縣管内鐵道各驛

各町村役場

各中等學校及小學校

市内要所及洗湯、床屋

市内郊外電車内及私設鐵道

(ニ) ラヂオ放送を行つた

二、入場人員

月	日	入場人員	月	日	入場人員
十二月	四日	二、二七	同	九日	一、六三
同	五日	一、三七	同	十日	二、五三
同	六日	三、九五	合計		一、六五二
同	七日	三、五三	平均		二、三六
同	八日	二、四五			

○宮崎縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

宮崎縣に於ては、曩に公私經濟緊縮運動に際し、其の實行要目中之が項目を掲げて趣旨の普及實行に努めつゝあつたが、更に七月八日、公私經濟緊縮委員會を開催し、左の通實計畫要綱を決定すると共に、廳員に對し訓諭を爲し、又七月十一日市町村長會を開催して、特に訓示指示を行ひ、本運動の普及徹底を力説し、之が實效を收むる事に努めたのである。

國産品の愛用獎勵に關しては既に過般の公私經濟緊縮運動に際し其の實行要目中に之が項目を掲げ本趣旨の普及と實行の促進とに努めつゝある所なるも現下外國品輸入の實狀に鑑み他面我國經濟更正の世運に稽へ今や一層國産品愛用の氣風

を旺にし以て國內産業の振興を圖り國際貸借の改善に資するは正に刻下の急務と謂はざる可からず仍て公私經濟緊縮宮崎委員會は左記各項に依り公私經濟の各方面に亘り地方の實情に適切なる方法を以て國産品の愛用獎勵を勵行し我國經濟力の充實發展を期するの要ありと認む。

記

一、縣市町村は相連絡提携し外國品偏重の弊風を矯正し國産品愛用獎勵の觀念を普及徹底せしむること

二、實業團體、教化團體、宗教團體、戸主會、婦人團體、男女青年團、各新聞社、産業組合、農會、産業實行組合、方面委員等と協力して左の各項を參酌し適切有效なる施設を講ずること

イ、國産品愛用獎勵に關する講演會、講習會、協議會等を開催すること

ロ、國産品愛用週間を設け本運動を強調すること

ハ、公私經濟緊縮に關する申合規約等には必ず國産品愛用獎勵に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること

ニ、現在地方に於て使用せる外國品に代用若は匹敵し得べき品名を可成具體的に調査し一般に知悉せしむること

ホ、國産品愛用獎勵に關する標語、ポスター其の他の資料を市町村役場青年團其の他の掲示板告知場等に掲載すること

三、各種學校教育に於て一層國産品愛用獎勵の觀念を涵養し特に中等學校及小學校等の生徒兒童の學用品に付ては國産品を愛用せしむること

四、市町村は必要に應じ政府の國産品獎勵の爲の會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付特例を設けること

五、優良國産品並に外國品に代用若は匹敵し得べきもの及輸出せらるべきもの、品名數量等を調査研究し之が生産の合理化に努めしむること

運動方法

一、縣の計畫 (1) 調 査 (一) 各種機關を通じて縣内消費の外國品の品名及數量を調査すること

(二) 優良國産品並に外國品代用若は匹敵し得べき品名及數量を詳細に研究調査すること

(三) 現在海外に輸出せられつゝある又は將來輸出の見込ある優良縣内産物を研究調査し今後一層此種産業の助長獎勵を圖ること

(四) 國産品愛用の事例を蒐集すること

(一) 宣傳の方法 (一) ポスターの配布揭示 其の他の印刷物配布



- (三) 活動寫眞會の開催
- (四) 新聞雜誌等に協力を求めること
- (五) 實業團體、商工業者の組合等の密接なる連絡を圖り店頭裝飾包裝紙等に本趣旨を加味せしむること
- (3) 講演會の開催
  - (一) 縣下樞要地に於ける講演會
    - 講師 本省より派遣を求む
    - 期日 七月中旬(但し講師の都合に依る)
    - 開催地 宮崎市、都城市、延岡町
  - (二) 郡を中心とする講演會
    - 講師 縣官其他
    - 期日 七月下旬
    - 開催地 一郡一ヶ所の豫定
  - (三) 町村に於ける講演會
    - 講師 縣官其他
    - 期日 七月より打合の上實施
  - (4) 國産愛用週間の設定
    - 區域 縣下全般
    - 時期 第一回 八月一日―七日
    - 第二回 十二月二十日―二十六日
  - (5) 國産愛用に關する展覽會開催
    - 開催地 縣下重要地

- 時期 本省と打合せの上決定
- 開催地 市町村並に商會議所農會商工會と協力して實施すること
- 二、市町村の實行計畫
  - (1) 各市町村は公私經濟緊縮實行委員會を七月中に開催すること
  - (2) 實行委員會は宮崎縣委員會の決定に基き市町村に適する具體的實行要目並に實行方法を協定し之が普及徹底を計ること
  - (3) 市町村の實行委員會の決定及實施方法等は協議決定の上八月十五日迄に縣に報告すること
  - 三、其他
    - (1) 官衙、學校、各種團體、工場等に於ては縣及市町村と連絡協調し本運動の趣旨の理解に努め國産愛用の徹底を期すこと
    - (2) 縣及市町村は凡ゆる機會を捉へて國産愛用の精神の普及徹底に努むること

第二、實施事項

本縣に於ける實施事項の概況は左の通である。

- 一、本省派遣講師に依る講演會
  - 七月二十四日 都城市

- 七月二十五日 宮崎市
- 七月二十六日 延岡町
- 派遣講師の外知事、學務部長、社會課長臨席講演
- 二、郡單位講演會
  - 縣下八ヶ所に於て講演會開催
  - 講師は學務部長、社會課長、社會事業主事、蠶絲課長、農林技手等第一線に立ち本運動を高唱した。
  - 日程
    - (1) 七月二十一日、二十二日、二十三日の三ヶ所
    - (2) 七月二十八日、二十九日、三十日、三十一日、八月一日の五ヶ所
- 三、本運動に對する宣傳ポスター二、〇〇〇枚を調製各市町村に配布した。
- 四、國産愛用週間
  - 宣傳用ポスター二、〇〇〇枚を尙小型ポスター十四萬枚を調製各戸に配付貼せしむる爲め各市町村へ配布した。
  - 第一回週間 八月一日より七日間
  - 第二回週間 十二月二十日より七日間
- 五、國産品愛用に關する標語を募集し當選せる標語は第二回週間のポスターに利用した。
- 六、國産品輸入品對比展覽會の開催
  - 本縣展覽會の概況は左の通である。

- (一) 主催 宮崎縣、宮崎市、宮崎市商會議所
- 後援 内務省、商工省
- (二) 開催期間
  - 昭和五年十一月自六日 至十二日 午前九時開館 午後五時閉館
- (三) 場所 宮崎市 縣立商品陳列所
- (四) 陳列場所の設備及面積
  - 出品物は商品陳列所階下八〇坪を之に充て宮内省御貸下品の陳列は場の中央正面に入念に陳列し、其他の出品物は部類に依り之を陳列し器械類を除き全部ケースの中に收容陳列した。
- (五) 宣傳方法
  - 市町村長中等學校長等に對し通牒を發するの外ポスター一、五〇〇枚宣傳ビラ一三、〇〇〇枚を縣に於て調製配付した。
- (六) 活動寫眞會
  - 展覽會開催期間中三回開催した。
  - 第一日(十一月六日) 來會人員 八〇〇人
  - 第二日(十一月八日) 同 一、二〇〇人
  - 第三日(十一月十一日) 同 一、五〇〇人
  - 計 三、五〇〇人
- (七) 展覽會々場參觀人員



總人員 二二、五〇〇人

尙本縣は第一回國産品愛用週間(本年八月一日より一週間)に於て第一回國産品展覽會を宮崎市に於て開催引繼延岡町及都城市に於て各二日間開催した。其の入場人員一八、五〇〇人である。

### ○鹿兒島縣

#### 第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

鹿兒島縣に於ては六月十七日、公私經濟緊縮委員會を開催し、左の通本運動に關する計畫要綱を定め、極力趣旨の宣傳並實行に努むることとした。

#### 國産品愛用運動要旨

本運動は金解禁斷行後に於ける我國經濟更生の一途に國民の努力を傾倒すべき時期に際し國産品愛用の極めて緊要なる所以を明かにし左記事項を目標とす。  
一、國産品愛用の産業振興並國際貸借の改善上極めて急切なることを理解せしめ國民的自覺を喚起せしむること。  
二、優良國産品並外國品に代用若くは匹敵し得べき品名を一般に周知せしめ舶來品偏重の迷妄を打破し國産品愛用の實行を期すること

體、實業團體、婦人團體、各新聞社、産業組合、農會、教育會其他各種團體等と協力すること

昭和五年六月十七日

公私經濟緊縮鹿兒島縣地方委員會

#### 第二、實施事項

一、國産品愛用標語の懸賞募集  
標語の懸賞募集を行つた結果、應募者二千五百四十三人、標語數五千八百四十六句に達した。右の内當選標語は左の通である。

- 一等、國産に輝く新日本
- 二等、國産愛用愛國心
- 同 旗は日の丸品は國産
- 三等、目覺よ國民國産品に
- 同 不斷の國防國産愛用
- 同 愛せよ國産上下一心
- 二、ポスターの配付

本運動の趣旨の宣傳の爲ポスター三種類印刷し管内各方面に配付した。尙右ポスターには本縣に於て懸賞募集に依る當選標語を印刷挿入したのであつた。

三、家庭に於ける輸入品調査  
縣内各女子中等學校生徒をして各家庭に於て使用する輸入

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (鹿兒島縣)

#### 實行方法

- 一、縣市町村に於て新に購入せんとする物品は止むを得ざるもの、外必ず國産品たるべきこと
- 二、使用物品に付輸入品の調査をなすこと
- イ、縣市町村の使用物品の調査
- ロ、生徒兒童の使用物品調査
- ハ、其他一般使用物品調査
- 三、市町村に於て國産品愛用の趣旨を宣傳し之が實行を促進すること
- 四、各種學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し特に小學校兒童の學用品は必ず國産品を使用せしむること
- 五、國産品愛用強調の期間を定め左記事項を行ふこと
- イ、國産品輸入産對比展覽會の開催
- ロ、國産品と輸入品との對比表配布
- ハ、講演會及協議會の開催
- ニ、ピラ、ポスター頒布
- ホ、活動寫真會開催
- ヘ、國産品愛用標語懸賞募集
- 實業團體、百貨店、商工業者の組合と密接なる連絡を圖り可成店頭裝飾、包紙等に國産品愛用の趣旨を加味せしむること
- 六、本運動實施に付ては市町村公私經濟緊縮委員會、教化團

品を調査せしめた結果本運動の參考資料として效果不尠ざるものがあつた、今調査の概括數字を示せば左の通である。

- 一、調査戸數 六千五百七十六戸
- 二、輸入品使用戸數 五千九百九十二戸
- 三、輸入品使用種目 二百三十九種
- 四、見積價格 二十一萬六千四百六十四圓二十四錢
- 四、國産品輸入産對比展覽會の開催  
十月二十五日より同三十日迄六日間開催した其の概況を示せば左の通である。
- (一) 會期 自十月二十五日 六日間毎日 自午前八時 至午後十時
- (二) 會場 山形屋吳服店 第一會場 本館四階  
鹿兒島縣 第二會場 別館二階
- (三) 主催 鹿兒島市 鹿兒島商工會議所
- (四) 後援 内務省 商工省
- (五) 出品種目
  - 一、皇室御用國産品(商工省貸與)
  - 二、商工省選定の内外對照商品(商工省貸與)
  - 三、輸入防遏に關係ある主なる縣産品  
紅茶、バタ、チーズ、ハム、ソーシ、菓子、鉄、木材、



肥料等八十五點

四、財政經濟及國產獎勵に必要な圖表及調査表

五、國產品使用獎勵用の全國各府縣ポスター類

(六) 觀覽者

通計人員 七萬五千人

會期中縣下小學校長會、縣教育總會、女子中等學校音樂體育大會、市町村長會議、縣下商工會議所聯合總會等の開催あり以上各會合出席者を初め各婦人團體各中等學校生徒、小學校兒童等の團體觀覽者多數あつた。

七 活動寫眞

會期中第二會場に於て國產品愛用宣傳の爲活動寫眞の映寫を行つた。

開催度數 十五回

觀覽人員 三千二百人

映畫種目 靜かなる歩み、辨當箱、國產進軍、日出る國

(八) 印刷物の配付

國產愛用の趣旨宣傳の爲左記印刷物を調製觀覽者に配布した。

一、國產品愛用に關する資料(パンフレット)一千部

二、標語入宣傳ビラ 二萬枚

三、標語入葉 三萬枚

四、ポスター 五百枚

(九) 其他

鹿兒島、西鹿兒島兩驛前及會場入口に大廣告塔を建設し市内要所十ヶ所に立看板を建て縣内各驛構内にポスターを掲示する等趣旨の普及宣傳に努めた。

○沖繩縣

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

本縣にあつては、公私經濟緊縮委員會決定事項に基き、本運動の趣旨を徹底するため、左の通り計畫要綱を定め、目的の達成に努めた。

一 國產品使用獎勵運動の要旨

一、舶來品の偏重は輸入超過の趨勢を助長して國內産業の發達を阻害し延いては失業誘發の因を成す等其の影響する所頗る大なることを縣民一般に周知せしめ國產品愛用の緊要なる所以を理解せしむ

二、國民精神の緊張を持續し國產縣產品愛用の氣風を旺にして國內産業の振興國際貸借の改善を促し以て我國經濟力の充實發展を期せんとす

二 國產品使用獎勵運動の機關

一、公私經濟緊縮沖繩縣地方委員會は本運動の中心機關として

各方面と聯絡を執り本運動統制して其趣旨の普及徹底を圖ること

二、本運動に關する事務は本縣社會課學務課商工水産課及農林課に於て之を分掌す

三、本運動は實業團體教化團體婦人團體新聞雜誌等と聯絡を圖り其協力を求むること

四、公私經濟緊縮市町村委員會は土地の實情に適切なる實行細目を定め其の徹底を期すること

五、學校教育に於て一層國產品愛用の觀念を涵養し學用品は努めて國產品を使用せしむること

六、官衙、學校、會社、銀行其他各種團體に於て國產品愛用の申合又は規約等を設け之が實行に努むること

七、縣及市町村に於ても必要に應じ政府の「國產獎勵の爲の會計法の特例に關する法律」に倣ひ會計規則に付特例を設けること

三 國產品使用獎勵の實施事項

一、本縣に輸入せらる外國品並に之に代用若は匹敵すべき國產品を調査し縣に報告すること

二、國產品の使用獎勵に關する協議會、講演會、講習會、活動寫眞會等を開催すること

(イ) 縣主催の講演會、活動寫眞會等の開催日割は前以て關係市町村に通知すること

(ロ) 市町村主催の場合は一週間前に縣に通知すること

三、國產品愛用に關する標語ポスター其他の資料を配付すること

(イ) ポスターの圖案は縣下一般より懸賞募集す

(ロ) 掲揚の場所は市町村役場、學校、字俱樂部其他適當の所とす

四、國產品と輸入品との對比展覽會並縣產獎勵展覽會を開催すること

(イ) 資料は商工省並縣農會、那覇市商工會其他關係實業團體に交渉して之を集む

(ロ) 縣市聯合の下に那覇市に於て開催すること

(ハ) 時期其他は關係團體協議の上決定す

五、國產品愛用週間を設定すること

(イ) 本年度中に二回適當の時期に實施し本運動の趣旨を強調す

(ロ) 國產品愛用に關する講演會、協議會、活動寫眞會、ポスター、リーフレット等の文書宣傳をなすこと

(ハ) 實業團體、百貨店商工業者の組合等と密接なる聯絡を圖り可成店頭裝飾、包裝紙等へ國產品愛用の趣旨を加味せしむること

六、國產品愛用の實行事例を蒐集して其結果を廣く發表すること



七、公私經濟緊縮沖繩地方委員會郡市町村委員は率先して國產品愛用の範を示すこと

猶五年八月十四日を以て兩支廳長、各市町村長中等學校長、小學校長に向け、國產品の使用獎勵に關し左の通り通牒を發し、本運動の趣旨の普及徹底を期した。

標記の件に關しては公私經濟緊縮實行要綱の一項目とも相成居り候に付既に其の趣旨の普及と實行の促進に努められつゝあること、被存候處政府に於ては我が國現下の狀態に鑑み此際全國的に國產品愛用の一大國民運動を起し國力の充實伸張を期せられ候に付本縣に於ても政府の方針に基き去る八月八日第二回公私經濟緊縮沖繩地方委員會に於て別紙の通り國產品使用獎勵に關し舉縣的大運動を起すこと、決定相成候に付ては今後委員會決定の趣旨に依り地方の實情に應じ夫々適切有效なる計畫を樹て舉縣一致國產品(縣產品を含む)の使用勵行に努め以て本運動所期の目的を達成する上に於て萬遺憾なきを期せられ度此段及通牒候也

### 第二、實施事項

一、九月一日より七日迄を第一回國產愛用週間と定めて、本運動の普及に努め、左の如きビラを配布した。


(國) 第一回 (愛)

九月一日ヨリ

醒めよ國民  
愛せよ國產

九月七日マテ

(産) 沖繩縣 (用)



二、國產愛用週間實施に當り其の趣旨の徹底を期するため、縣廳職員は民衆に率先して左の如き事項の實行を申合せた。

記

一、廳内は勿論家庭に於ても努めて國產品を使用すること  
一、喫茶は八重山茶、大宜味茶、内地茶、臺灣茶を使用のと

昭和六年二月十日印刷  
昭和六年二月十二日發行

## 社 會 局 臨時產業合理局

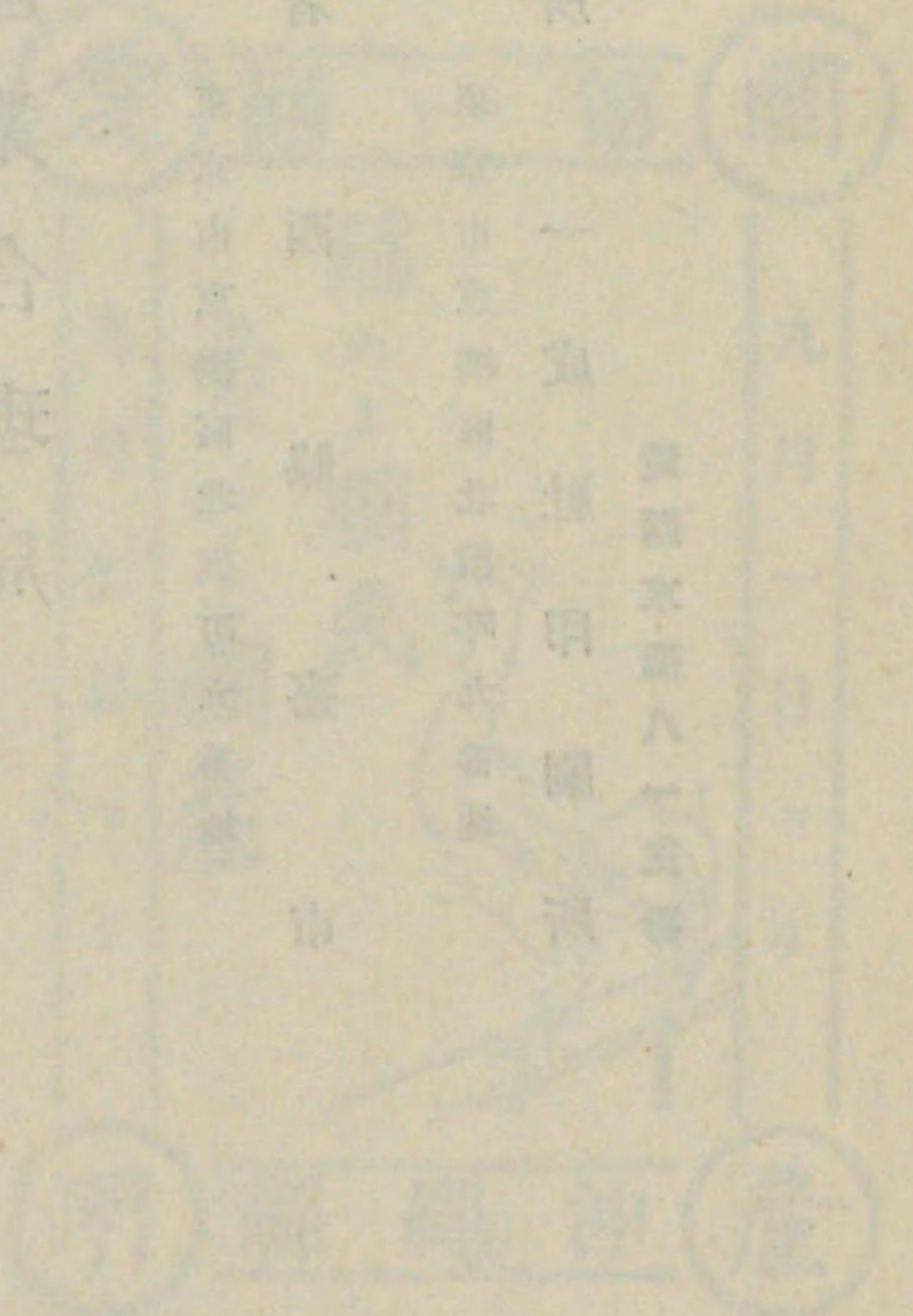
印刷者 西 協 嘉 市  
東京市京橋區北樞町九番地

印刷所 一成社印刷所  
東京市京橋區北樞町九番地  
電話京橋八一三番




國曆六月二十二日發行  
國曆六月二十日發行


新報  
新報  
新報













608  
225



